

○上天草市病院事業診療規程

平成29年3月31日病院事業管理規程第6号

上天草市病院事業診療規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上天草市病院事業の設置等に関する条例(平成16年上天草市条例第186号)第2条に規定する上天草市立上天草総合病院(以下「病院」という。)及び同条例第4条第8号に規定する教良木診療所(以下「診療所」という。)において行う診療に関し必要な事項を定めるものとする。

(診療の種類)

第2条 診療は、外来診療及び入院診療により行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、往診及び訪問看護をすることができる。

(受付時間及び外来診療時間)

第3条 受付時間及び外来患者の診療に係る診療時間は、次のとおりとする。

区分	受付時間	診療時間
病院	午前8時30分から午前11時30分まで	午前9時から午後5時15分まで
診療所	午前8時30分から午前11時30分まで	午前9時から正午まで

2 前項の規定にかかわらず、病院事業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認めるときは、受付時間及び診療時間を変更することができる。

(外来休診日)

第4条 外来診療を行わない日(以下「外来休診日」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- (4) その他管理者が特に必要と認めた日

(外来診療の開始時間)

第5条 前条の規定にかかわらず、管理者が必要と認めたときは、外来診療を行うことができる。

(急を要する場合の診療)

第6条 前3条の規定にかかわらず、急を要すると認める者については、随時診療を行うことができる。

(診療手続)

第7条 新たに診療を受けようとする者は、診察申込書を病院長又は診療所長(以下「病院長等」という。)に提出し、診察券の交付を受けなければならない。この場合において、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、健康保険法(大正11年法律第70号)その他の社会保険法又は生活保護法(昭和25年法律第144号)その他の医療の給付に関する法令により診療を受けようとする者(以下「被保険者等」という。)は、被保険者等の証票を併せて提示しなければならない。

2 前項の規定により診察券の交付を受けた者は、受診の都度これを提示するほか、被保険者等にあつては、被保険者の資格等の変更の都度又は初診の日からおおむね1月ごとに被保険者等の証票を提示しなければならない。

(入院及び退院の手続)

第8条 入院しようとする者は、連帯保証人が連署した入院申込書兼誓約書を病院長等に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者その他身元が確実な者でなければならない。ただし、病院長等がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3 入院患者が退院しようとするときは、あらかじめ、病院長等の承認を受けなければならない。

(付添人)

第9条 入院患者には、付添人を置くことができない。ただし、当該患者又はその関係者から当該患者の親族を付添人として置くことの願い出があつた場合で病院長等が診療上やむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(面会時間)

第10条 入院患者との面会を行うことができる時間は、次のとおりとする。

(1) 外来休診日 午前10時から午後8時まで

(2) 前号に掲げる日以外の日 午後1時から午後8時まで

2 前項の規定にかかわらず、病院長等が治療の必要その他特別の事情があると認めるときは、面会時間を変更し、又は面会を禁止することができる。

(検査、手術等の説明)

第11条 検査、手術等を要する者で、医師から説明を受けた後それに同意し、かつ、承諾するものは、同意書に親族又は代理者連署の上、病院長等に提出しなければならない。

(診療等の拒否等)

第12条 病院長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、診療若しくは入院を拒み、又は退院を命ずることができる。

- (1) 診療若しくは入院の必要を認めないとき、又はその必要がなくなったとき。
- (2) 病院内又は診療所内の風紀を乱し、又は他人に危害を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 病院又は診療所に関する規定に違反したとき。
- (4) その他病院長等が特に必要と認めるとき。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。